

研修等の運営に係る感染症対策ガイドライン

研修等を企画・運営する際は、研修の時期、形態及び内容を十分に検討します。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、研修等の代替の措置を講じていきます。

ガイドライン

1 三密対策

- (1) 定期的に換気窓を開放したり、音の漏れが他の研修会場に影響しない程度にドアを開けたりするなどにより換気を行います。
- (2) 座席は、感染の状況に応じて、例えば「座席を一つ空ける」などにより身体的距離を確保して、指定します。
- (3) 例えば、「受付やトイレの際、間隔をあけて順番を待てるよう場所を示す」等、密集・密接が生じやすい状況を避けます。
- (4) 分散登校（都立学校）等の対応が行われる期間においては、会話による意見交換や協議、身体的距離が近くなることを伴う演習等は、代替の方法を検討します。

2 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 消毒の環境整備
 - ア 玄関付近や手洗い場、トイレ、研修室などに石けんや消毒用アルコールを設置し、手指の衛生を保てる環境を整備します。
 - イ 共通で物品を使用する際には、消毒して使用するようにします。
 - ウ 研修終了後、共有物品及び研修会場の消毒に留意します。
- (2) 受講者に対するお願い
 - ア 来所前に検温などの健康チェックをし、倦怠感、息苦しさ、発熱や咳などの症状があるときは受講を取りやめるようお願いいたします。
 - イ 当日、マスク着用や手洗い、咳エチケット、手指消毒など、基本的な感染症対策を図ることをお願いします。また、研修センター入り口での検温にも御協力ください。
 - ウ 研修受講後、発熱等の症状があり、感染あるいは感染の恐れが認められた時には、速やかに所属の管理職を通じて、研修センターへ連絡をお願いします。
- (3) 講師に対する周知・依頼
 - ア 事前に受講者と同様の対策を依頼します。
 - イ 講義の際にマスクの着用が適さない場合、受講者との間隔を確保することや、飛沫防止の代替策を講じます。

3 受講者等が体調不良を訴えた場合の対応

- (1) 発熱や咳、呼吸の苦しさを伴うなど感染症が疑われる場合、対応に当たる職員を限定するとともに、受講者の所属管理職に確認した上で、適切に対応します。
- (2) 研修会場が外部会場の場合、(1)に加え、施設管理部署へ連絡した上で、施設使用の規定に従って対応します。